2 014年9月のASAF会

ASBJ、ASAF対応専門委

ASBJ、リース会計専門季

の借手の

論点2:(契約変更時に、将来の

リース料総額に基づき、リース

門委員会を開催した。 委員会は第17回ASAF対応専 今回は9月25日、26日にロン 去る9月12日、企業会計基準

ドンで行われるASAF会議へ の対応を検討した。予定されて いる議題は、次のとおり。

- リース
- 2 割引率
- 3 用後レビュー ⅠFRS3号「企業結合」適

4

・開示の原則

開示に関する取組み 概念フレームワーク

- ―AS―号「財務諸表の表示」の
- 重要性(重要な会計方針を含む)
- 6 保険契約
- 負債と資本
- 8 インフレ会計

今後検討を行うことを提案す S3号や米国基準の適用経験を 踏まえ、次の点に焦点を当てて いては、わが国におけるIFR 言案が検討された。特に3につ このうち、3~5に関する発

> 1 のれんの償却を再導入すべ

無形資産の識別に関する基

について見直しをすべきか 段階取得および支配の喪失

ことが予定されている。 バーによる意見交換が行われる 措置などについてASAFメン たうえで、IASBが取るべき ぞれ作成した資料の説明を行っ 国の会計基準設定主体等がそれ

このうち、IASBによる滴

委員会を開催した。

準を改訂すべきか

9月のASAF会議では、

見が聞かれた。 を詳細に分析すべき」という意 文について、リサーチデザイン る。この点、専門委員からは「論 する証拠が得られたとされてい 資産に関する現行の要求を支持 た結果、のれんおよび他の無形 業結合会計に関して公表されて では、IASBのスタッフが企 用後レビューに関する近況報告 いる28の学術論文をレビューし

> 委員会は第71回リース会計専門 去る9月16日、企業会計基準

リース取引かどうかの再判定に ついては、次の文案が示された。 れた。たとえば、ファイナンス・ 番追加)した文案の検討がなさ え、実務対応報告31号を修正(枝 今回は前回までの議論を踏ま

5-2 リース取引開始日後に リース取引の契約内容が変更 初のリース開始日に遡って、第 約変更後の条件に基づいて当 あたっては、契約変更時に、契 グ・リース取引かの再判定に リース取引かオペレーティン された場合のファイナンス・ 3項の判定を行う。

他のリース案件に波及しないよう にすべき」等の意見が聞かれた。 専門委員からは「修正文案が

割引率の検討

取引かオペレーティング・リー 1)およびリース資産とリース 値の算定に用いる割引率(論点 値基準を適用する場合の現在価 ス取引かの判定において現在価 借手がファイナンス・リース

> り次のような提案がなされた。 率(論点2)について、事務局よ 値で計上する場合に用いる割引 債務を将来のリース料の現在価

論点1:(当初のリース取引開始 期間終了時までの期間につい 変更後の条件に基づくリース 該リース取引開始日から契約 リース取引開始日において、当 ローチの採用を前提) 当初の 日に遡って再判定を行うアプ

合理的に見積られる利率とし てはどうか。

手の追加借入に適用されると

い場合は当該条件に基づく借

場合は当該利率とし、知り得な 貸手の計算利子率を知り得る のリース料等の条件に基づく 定される場合) 契約変更時以降 資産とリース債務が同額で測

率として使用するかの理由づけ を明確に」との意見があった。 が、なぜこのような利率を割引 専門委員からは「反対しない

進める方向—ASBJ、税効果会計専門委 大きな変更をせずに審議 を

委員会は第9回税効果会計専門 委員会を開催した。 去る9月18日、企業会計基準

行った。 の検討の進め方について審議を の意見を整理したうえで、今後 行ってきた。今回は、これまで 報告」という)について検討を る監査上の取扱い」(以下、「66号 監查委員会報告66号「繰延税金 にかけて、日本公認会計士協会 資産の回収可能性の判断に関す 第5回から第8回専門委員会

能かどうかを試みてはどうかと により、問題意識への対応が可 で、定めの一部を改正すること 告の枠組みをベースとしたうえ るため、まずは例示区分の取扱 務への影響が大きいと考えられ として行う方法まで考えられる ら、66号報告の枠組みをベース 方法として、例示区分の取扱い いを撤廃せずに、現在の66号報 が、大きな変更を行う場合、実 の撤廃のような大きな変更か 事務局からは、見直しを行う

て、借手の追加利子率として算

定される利率としてはどうか。

の提案がなされた。

これまで聞かれた意見を分析すると、繰延税金資産の回収可能性が高いとされる企業群に対しないと判断される企業群に対して適用される6号報告の規定にて適用される6号報告の規定に

における論点は、次のとおり。回収可能性が高くない企業群

① 過去および将来の考慮に関

② 回収可能性の判断要件に関

する論点

》 見積可能期間に関する論点

たとえば①については、過去だけでなく将来の業績予測等も考慮して例示区分を総合的に判めするよう、66号報告におけることを検討することが考えられことを検討することが考えられるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というるとした。また、「通常」というできることが表現も、例外が非常に限定されている。

*

後検討していく」と応じた。がったことから、事務局も「今がったことから、事務局も「今

会 計

等、検討―ASBJ、実務対応専門委実務対応報告18号の見直し

員会を開催した。 委員会は第4回実務対応専門委 去る9月19日、企業会計基準

主な検討事項は次のとおり。

寒主制度の注記の見直し 逃職給付会計における複数事

多くの賛成意見が聞かれた。 日号(№1390)情報フラッ日号(№1390)情報フラッ 点について、次のような事務局 点について、次のような事務局 がなされ、各専門委員から

→引き続き、同名称を使用するこ

実務対応報告18号の見直し

今回は米国会計基準アップ

東京証券取引所上場制度整 ある東京証券取引所上場制度整 ある 東京証券取引所上場制度整 ある しいていいただきたい 縮小性さんも参考にしていただきたい 縮小性さんも参考にしていただきたい 縮小性でいたがきない 親株

場の投資家は、ほとんどが裁定 為の一環として新株予約権を行 する者がいない中でも、裁定行 定される」、【ノンコミットメン 資判断をしていたとは知らな とが常識だ。彼らが、この増資 取引型ヘッジファンドであるこ ということなので、メジャーな 使して払込みが行われ得るとい 合、当該増資が合理的だと評価 を買い取って行使することが想 取る投資家は、増資が合理的だ は合理的か?〟という基準で投 権付社債市場を考える。この市 新株予約権市場である新株予約 ずれも6頁):ライツは特殊だ う、構造的な特殊性がある](い ト型ライツ・オファリングの場 と評価すれば(中略)新株予約権

の乖離の程度が縮小する傾向が開始後には市場価格と理論価格②【新株予約権の行使期間の

発達のハナシ 鶏小屋の扉を 開けておけば 狼は来ない

表言書別紙で、行使開始後の貸 株残高増と乖離のデータが示 されているが、貸株残高と乖離 されているが、貸株残高とで 取引量に比べて、貸株残高の増 し、逆に貸株が減っている場合 し、逆に貸株が減っている場合

> う。 株予約権はオプションの下値抵 がしてみえる》と考えるが、そ 小してみえる》と考えるが、そ のな簡単なことではないのだろ がながが がはにより価格が下支えされる がはにより価格が下支えされる

裁定取引が可能となる行使開始 を防ぐ対策をお願いします」。 べに来るので困っています。 うことだ。これは凄い発想だ! 引者は参入できなくなる。とい 約権の割安は解消され、裁定取 引者が参入してくる。裁定取引 増資の合理性を考えない裁定取 ば、、新株予約権が割安だから、 ある、と結んでいる。要約すれ れているので、合理性を考えな 後に新株予約権を上場させれ 提言として、借株が容易になり 問題を、結果的に助長している 権利行使がされるという上述の で取得された新株予約権につい ているということは、裁定取引 常に裁定機会が提供し続けられ が容易な状態であれば、新株予 いで行使される問題に効果的で ば、新株予約権の割安が解消さ 可能性がある](6頁):そして、 ては増資の合理性とは無関係に 養鶏のおやじ:「狼が鶏を食 ③【裁定が十分に機能せず、

(三田 哉)

おくことだな。鶏を食べつくせ

狼は来なくなる」。

役人:「鶏小屋の扉を開けて

直しが必要かどうかを中心に検 合の考え方を整理し、18号の見 諸表を連結決算時に利用する場 計基準に準拠して作成した財務 を踏まえ、在外子会社が米国会 理(償却))(本誌2014年3月 非公開会社ののれんの代替的処 1日号(M1373)31頁参照)

デート(ASU2014-02:

ただし、現行の18号の規定で 目としないことが提案された。 差異がないため、18号の修正項 処理とは「償却する」という点で SU2014―2の代替的会計 事務局からは、日本基準とA

> 合は、」とする)。 を明確化することも提案された 能性があると考えられ、取扱い とになる、との誤解が生じる可 直して必要に応じて修正するこ 連結決算手続上で償却期間を見 期間」にわたって償却するよう は「20年以内のその効果の及ぶ は、在外子会社におけるのれん れんについて償却していない場 (規定を「在外子会社におけるの

引き続き検討することとなっ 入することに賛否両論であり 各専門委員は傍線の文言を挿

> 考えられる。そのため、現段階 考え方と18号における修正項目 準における「削除または修正」の 正国際基準案が公表されてお れていた。しかし、その後、修 目に追加することなどが検討さ あるか否か、検討を行うことが の考え方の整合性を図る必要が り、最終基準化後、修正国際基 また、実質的な改正事項が前

修正項目の削除」のみを見直し 「『少数株主損益の会計処理』の では包括的な見直しを行わず、 の範囲とすることが、事務局か ら提案された。 ASU2014―02への対応」、 米国会計基準(非公開会社)の

> 用を行うことになる)が提案さ 度遡及会計基準に従った遡及適 経過措置は定めないこと(過年 ること(早期適用も可)、特段の 後開始連結会計年度から適用す 成27年(2015年)4月1日以 記2点であることを前提に、平

等を作成して検討される見込 れた。この点、事務局で数値例 る。経過措置がないと整合しな いのでは」といった懸念が聞か ―02は将来に向かって適用され 委員からは、「ASU2014

国際会計

の取引に関 投資者と持分法適用投資先と A S B IFRS10号等

応報告5号・7号の改正

A S B J

八税創設に伴う実務

準委員会を開催した。 委員会は第296回企業会計基 納税制度を適用する場合の税 |方法人税の創設に伴う「連結 主な審議事項は次のとおり。 が設けられる予定。 2013年夏ごろまで行われ

正案が事務局から提示され、出 務対応報告5号および7号の改 い」の見直し 効果会計に関する当面の取扱 これまでの審議を踏まえ、実 サイクリング処理・金融負債の CIオプションに関するノンリ

された。9月中にも公表され、 席委員全員の賛成で公表が議決

ンリサイクリング処理を修正項 公正価値オプションにおけるノ 2カ月程度のコメント募集期間

去る9月22日、企業会計基準

実務対応報告18号の見直し

の進め方および18号の改正案に て整理したうえで、今後の検討 ていた18号見直しの検討につい ついて審議が行われた。 従前は、資本性金融商品のO

FRS10号「連結財務諸表」およ る投資先との取引に関して、I IFRS10 and IAS28))を公表し、 Venture(Amendments to 投資者と持分法が適用されてい and its Associate or Joint Assets between an Investor 当) (Sale or Contribution of 産の売却又は拠出(IFRS は共同支配企業の間での資 10号およびIAS28号の修 は「投資者とその関連会社又 去る9月11日、IASB

> RS10号の規定と、投資者と持 額を認識することを求めるIF 分改訂を完了した。 同支配企業に対する投資」の部 びIAS28号「関連会社及び共 会社への投資について損益の全 本改訂は、支配を喪失した子

草案(ED/2012/6)による意見募 を図ったものであり、2012 年12月に公表された同名の公開 めるIAS28号の規定との調整 損益の一部を消去することを求 分法適用先との取引から生じた (注) 去されることになる。 投資家またはその他の所有者、構成

集を経て最終化されたものであ

の定義誰に合致するかどうかに 業結合」に定められている事業 た場合、資産がIFRS3号「企 連会社または共同支配企業に対 ることが明確化される。 し資産の売却または拠出を行っ より、次の処理を行うべきであ 本改訂によって、投資者が関

引から生じる損益を消去せず が事業の定義に合致する:取 全額損益認識する。 売却または拠出された資産

が事業の定義に合致しない: 取引から生じる損益のうち、関 囲でのみ認識する。 関連しない投資者の持分の範 連会社または共同支配企業に 売却または拠出された資産

取引から生じる損益の一部が消 の支配が喪失されたとしても、 るなど)、取引により子会社へ ためだけに設立された法人であ 取引の対象が子会社であったと ない場合(たとえば資産保有の しても、子会社が事業に該当し このため、ダウンストリーム

が、早期適用も可能である。 て生じた取引から適用される 日以降に開始される年度におい 本改訂は、2016年1月1 いう形でのリターンを直接的に影響の低減またはその他の経済的便益と員または参加者に対し、配当、コスト

FRS3号付録A)。 および資産の統合された組み合せ(ーおよび資産の統合された組み合せ(ー

支配企業に対する投資」に基づ

き、ベンチャー・キャピタル企

業などが投資を公正価値によ

子会社投資等の公正価値評価 関するIFRS改訂案、公

A S B

Measuring Quoted IFRS13))を公表した。 and illustrative Examples for 12, IAS27, IAS28 and IAS36 amendments to IFRS10, IFRS at Fair Value (Proposed Joint Ventures and Associates Investments in Subsidiaries, 号、IAS27号、IAS28号、 定(IFRS10号、IFRS12 格のある投資の公正価値での測 業及び関連会社に対する相場価 の設例の修正案)」(ED/2014/4 公開草案「子会社、共同支配企 IAS36号およびIFRS13号 去る9月16日、IASBは、

当たりの株価)に金融商品とし 投資全体であることを確認して 融商品(たとえば子会社が発行 資の会計処理単位は、個別の金 支配企業および関連会社への投 調整の相場価格(たとえば1株 ける相場価格が存在する投資に いる。しかし、活発な市場にお している株式1単位)ではなく、 ついては、その公正価値を、無 本公開草案は、子会社、共同

> うことが提案されている。 数量を乗じて公正価値測定を行 の場合に、無調整の相場価格に ととしている。具体的には、次 整(たとえばコントロール・プ を乗じて測定し、それ以外の調 ての数量(たとえば保有株式数) レミアムの加算)を行わないこ

- ーFRS10号「連結財務諸表」に る子会社への投資を公正価値 場における相場価格が存在す 基づき、投資企業が、活発な市 評価する場合
- ーFRS12号「他の企業への関 値を開示する場合 は関連会社への投資の公正価 が存在する共同支配企業また 与の開示」に基づき、相場価格
- **IAS27号「個別財務諸表」に準** RS9号「金融商品」に従って 連会社への投資についてIF 子会社、共同支配企業および関 拠した個別財務諸表において 公正価値で測定する選択を行
- ・-AS28号「関連会社及び共同

ーAS36号「資産の減損」に基づ り測定する選択を行う場合 く資産の回収可能価額の測定 会社への投資である場合 会社、共同支配企業または関連 おける相場価格が存在する子 において、資産が活発な市場に

RS13号「公正価値測定」に設例 場リスクが相殺し合うポジショ を追加した。この設例では、市

> る処理を示している。 価格を乗じて公正価値を測定す レベル1インプットである相場 類される場合、ネットの数量に つ公正価値測定がレベル1に分 の市場リスクが実質的に同一か を評価する局面において、両者 負債をグループとして公正価値

ある。

加えて、本公開草案は、IF

料金規制の財務報告に関する P、公表——ASB

ディスカッション・ペーパー「料 (**DP**)を公表した。 金規制の財務上の影響の報告_ 去る9月17日、IASBは、

的基準として、IFRSの初度 ではなく、より一般的に料金規 RS14号「規制繰延勘定」が今年 を進めている。その結果、過渡 制の財務報告に対する影響に関 DPはこのような過渡的なもの 1月に公表されている。今回の 適用企業のみを対象としたIF を検討するためのプロジェクト 表の利用者にとって最も有用か して、どのような情報が財務諸 IASBは従来から、料金規

> プローチを示している。 ような、いくつかの取り得るア 案することなく、たとえば次の

ものとの区別を試みている。 び義務と、それ以外から生じる 金規制事業から生じる権利およ 制に共通する特徴を検討し、料 表されている。ここでは料金規 関するリサーチの一環として公 制に関する会計をどうするかに DPでは特定の会計処理を提

ライセンスの帳簿価額として 権利および義務を規制関連の し、料金規制から生じる一連の IAS38号「無形資産」を改訂 ンを有する金融資産および金融

用を認めるとしている。コメン ト期限は2015年1月16日で は示されていないが、早期適 本公開草案では、修正の発効

料金規制を受ける企業が料金規 の対価を回収する。 制事業を営むことにより一定

料金規制により顧客へ請求され る時期が決定される。 る価格が定まり、対価を受け取

とを目的としている。 業が資金を集め、財政的に存続 サービスを購入することと、企 が適正な価格で必要な物品 できることのバランスを取るこ このような料金規制は、 顧客

の影響の報告に関する基準を開 は、2015年1月15日である。 発するかどうかを判断すること トを検討し、 になる。 IASBはDPに対するコメン DPに対するコメント期 料金規制の財務上

認識する。

- 料金規制事業を営む企業を対象 係る会計処理を認める。 とした特例として、料金規制に
- 規制繰延勘定残高の認識を禁止 別な処理を認めない)。 する(料金規制事業に関する特

規制は一定の定義がされてお り、次の2つの特徴を有するこ 点が当てられている。この料金 点として、料金規制の形態に焦 とになる。 料金規制に関する議論の出発

この10日间に公衣・公布された栓理関係里安法規寺				
日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号
2014年 9月12日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成 方法に関する規則に規定する金融庁 長官が定める企業会計の基準を指定 する件」等の一部改正(案)	金融庁	IFRS14号「規制繰延勘定」、IFRS11号「共同支配の取決め」等、2014年1月1日から6月30日までに公表された国際会計基準を、指定国際会計基準とするもの。コメント期限は、2014年10月14日まで。	_
2014年 9月16日	OECD租税委員会によるOECD BEPS 行動計画に関する成果物の公表	OECD	税源浸食と利益移転(BEPS)に係るOECDとG20の共同プロジェクトに基づき、多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する第1次提言(7つの項目)として公表されたもの。	_
2014年 9月24日	平成25年金融商品取引法等改正(1年 半以内施行)に伴う上場制度等の整備 について	東京証券取引所	自己投資口の取得制度や新投資口予約権の割当制度の創設とともに、投資信託の併合手続の簡素化等が図られるため、有価証券上場規程等の整備を行うもの。コメント期限は、2014年10月24日まで。	_

る。特に9月以降の円安進行は に主導される中央銀行相場であ RB)、欧州中央銀行(ECB 銀、米連邦準備制度理事会(F らも、基本的なトレンドは日 た地政学リスクも織り込みなが 円台まで買い進まれた。こうし ユーロ当たりの円相場は141 び1・28ドル台まで下落、 で一時的に買い戻されたが、再 当たりのドル相場は、投票結果

米の中央銀行で各々追加緩和

明示するといった逆の方向への 策と緩和策からの出口の道順を 歩を踏み出したためだ。 黒田日銀総裁は9月11日の安

が、円安材料にはなった。 税率10%への布石が本音だろう の円安容認発言を行った。消費 を「自然な形」と述べて、事実上 行った。また、直近の円安進行 を出して一歩踏み込んだ表現を ある」と「追加緩和」という言葉 また、アメリカでは、9月17日

に公表された連邦公開市場委員

それでもアメリカ市場は自国の

度末の駆け込み需要の反動減は

2017年の失業率が5%を切 員がこの時点でフェデラル・ファン 3%台から大きく下方修正、す 成長率は2%台前半と、前回の 業率、インフレ率見通しの資料で ド(FF)レートの目標値を2%以 なっている。 さらに、メンバー全 なわち利上げを織り込んだ形に る寸前、インフレ率が目標の2% 会(FOMC)のGDP成長率 上とし、明確な出口戦略の道筋 へ向けて順調に回復するなかで、

半ばまで買い進まれ、1ユーロ

ル当たりの円相場は109円台 独立の住民投票を材料に、1ド る。9月18日のスコットランド

の動向次第 になりそうだ。

際政治では、台頭する「イスラム の高値を更新してしまった。 日欧の成長率の下方修正に強い で世界経済の動向への懸念、特に 更新を実現させてきたが、それ 始で新たな段階に突入した。 きで世界経済を揺さぶっている国 懸念が示された。また、混迷続 算の直前にアベノミクス開始以来 に続いて日本市場も9月中間決 場だけはしたたかに史上最高値 もたつきが続くなかでアメリカ市 世界を見渡せば、最近のG20 今年の夏場、世界的な株価の 」への対応が米軍などの空爆開

であろうと何であろうと用意が に困難を来すなら、追加緩和 倍首相との会談後、「目標達成

高容認の道筋でもある。

日米中央銀行主導の円安・ドル

為替市場で円安が進んでい

とが、ドル、ユーロに対する円 当面は変動幅が大きくなる展開 央銀行の政策とのバランスで、 ライナ情勢の変化とこうした中 況に変わりはなく、中東やウク 的にはリスク回避通貨である状 相場動向については、円が世界 高の要因になった。ただ、為替 安と、ユーロ、円に対するドル の明確な意思表示が行われたこ で、円安・ドル高へ向かう政策 このように、日米の中央銀行

は為替相場と米金融

待が裏切られているのである。

景気実勢については消費税率引 株高は素直な反応といってよい。 とは間違いなく、その限りでは が輸出企業の収益を改善するこ 急激な円安に尽きる。この円安 きを占う大きなポイントになる。 り切れるかどうかが株価の先行 金融市場の状況変化をうまく乗 る。今後もアメリカ市場が秋の 更新を実現しているようにみえ て株価の高原状態を維持、 を集中させることで、結果とし 金融政策のかじ取りのみに関心 上げのマイナスが大きく、前年 一方、日本株価の上昇の原因は 新値

が窺える。これは、同時にドル

想定以上で、これからも落ち込 る。昨年来、円安によって輸出 界でも、急激な円安進行に対す 算改善で潤う大企業を抱える財 ているのが特徴だ。輸出品の採 満を訴える声がいち早く高まっ や消費者の商品値上がりへの不 輸入物価の上昇によって、中小 ラッキーであったといえよう。 円安だけに、安倍首相にとっては てきていた。そうした局面での ないか、という不安が大きくなっ 数量が回復、増加するという期 る警戒が語られるようになってい 企業、地方企業などのコスト高 んだ需要の回復は困難なのでは しかし、今回の円安については

円安=株高も期待できそうだ といったニュースが続けば、まだ が先に表面化しようが、中小企 の円安は輸出企業へのプラス効果 に立場による明暗がある。今回 ても国民全体にプラスあるいはマ の変動は円安、円高どちらであっ たニュースが出てくるようだと が、円安のマイナス、弊害といっ な輸出企業の収益が上方修正 ナスの影響が避けられない。 業、内需型企業、消費者にはマイ イナスを生じるわけではない。 常 円安のプラス効果によって有力 当たり前のことだが、為替相場

りはいられない。 最近の円安=株高を喜んでばか 株高も終わりということになる。